

令和7年第5回教育委員会定例会

開会年月日 令和7年3月13日（木）

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 三 浦 康 彰
同 委 員 森 山 瑞 江
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 岡 田 行 雄
同 委 員 小 林 三 保

議 題

1 議案

- (1) 議案第13号 個人情報の保護に関する法律および練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づく教育委員会の事務の補助執行に関する協議について

2 陳情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 区立学校適正配置第二次実施計画（素案）に係る区民意見反映制度および説明会の実施状況について
- ② 練馬区教育振興基本計画 中間見直し（素案）に寄せられた意見と区の考え方について
- ③ 練馬区教育振興基本計画 中間見直し（案）について
- ④ 特別支援教育実施方針（素案）に寄せられた意見と区の考え方について
- ⑤ 特別支援教育実施方針（案）について
- ⑥ 大泉第二中学校の教育環境保全と大泉学園駅南側地区まちづくりの取組方針（案）について
- ⑦ 練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）（素案）に寄せられた意見と区の考え方について
- ⑧ 練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）（案）について
- ⑨ 第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画（素案）に寄せられた意見と区の考え方について
- ⑩ 第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画（案）について
- ⑪ その他

開	会	午前	10時30分
閉	会	午前	12時20分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

教育振興部教育総務課長

同 教育施策課長

同 学務課長

同 学校施設課長

同 保健給食課長

同 教育指導課長

同 副参事

同 学校教育支援センター所長

同 光が丘図書館長

こども家庭部長

こども家庭部子育て支援課長

同 こども施策企画課長

同 保育課長

同 保育計画調整課長

同 青少年課長

同 子ども家庭支援センター所長

同 在宅育児支援担当課長

佐 川 広

枝 村 聡

竹 岡 博 幸

杉 山 賢 司

柴 宮 深

唐 澤 貞 信

山 本 浩 司

佐 藤 勝 也

村 瀬 美 紀

小 原 敦 子

関 口 和 幸

脇 太 郎

河 野 一 真

岡 村 大 輔

山 口 裕 介

小 島 芳 一

橋 本 健 太

長 岡 毅

教育長

ただいまから令和7年第5回教育委員会定例会を開催する。

本日は、案件や資料も多いため、部課長におかれては簡潔な説明と答弁に、また、委員の皆様方におかれては進行にご協力をいただきたい。

また、本日、万が一、入れなかった案件については、次回の案件とさせていただきます。

それでは、案件表に沿って進めさせていただきます。

本日の案件は、議案1件、陳情1件、協議1件、教育長報告10件である。

- (1) 議案第13号 個人情報の保護に関する法律および練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づく教育委員会の事務の補助執行に関する協議について

教育長

初めに、議案である。

議案第13号、個人情報の保護に関する法律および練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づく教育委員会の事務の補助執行に関する協議について。

では、この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

では、各委員のご意見、ご質問があれば、お願いします。

仲山委員

3ページのところで教えてもらいたい。変更の理由の1行目、区の実施機関に対してということになっているが、これが総務部情報公開課長に移っても法律上は問題ないということか。

教育総務課長

結論から言えば問題ない。その仕組みとして、先ほど述べた地方自治法の中で、教育委員会の事務を、区長と協議の上、区長の補助機関に補助執行ができるという規定があるので、問題はない。

仲山委員

もう一つ。細かいところだが、資料1の1枚目、最後のところに、「練馬区長へ別紙のとおり協議する」という言葉遣いだが、区長へ協議するという言い方はあまり聞かないが、これは普通の使い方なのか。

教育総務課長

地方自治法の180条の7の規定に、区長と協議の上と、法律の中に協議という言葉

葉が位置づけられているので、こういった説明文書の中でも、協議することについて教育委員会にお諮りするという仕組みである。

仲山委員

日本語としてあまり使わないと思ったが、ふだん使っているならば、それでいいと思う。

教育長

「区長と」という話か。

仲山委員

そうである。「区長と」なら分かるが、「へ」なのか。

教育総務課長

ご指摘の点は今改めて、なるほどというところであるが、先般の協議文等々、用意させていただいているところにおいても、そういった言葉の使い方をさせていただいている。必要があれば、今後はより確実な内容で行っていきたいと思う。

仲山委員

それから、些細なことの続きなのだが、別紙の１ページのところ、記書きの前の一文である。補助執行させることについて「協議する」と。区長にこの文面を出すときは、「協議した」ではなくて、「協議する」と現在形でいいのか。

教育総務課長

流れとしては、今般、教育委員会でお諮りをさせていただいて決をいただいたら、教育委員会教育長から区長宛てに協議するというので、それを受けて、区長側から教育委員会側に、協議された内容について同意するという答えが返ってくる。その答えが返ってきたことを受けて協議が調ったということになるので、協議するという未来形で表記している。

教育長

普通、協議というと膝詰めで話し合うというイメージがあるが、これは文書、協議文を持って協議とするので、そういったこともあって、資料１のところは練馬区長へ別紙のとおり協議するという、通知をもって協議するということを表しているので、「へ」という表記でよろしいかと思う。

岡田委員

３ページの参考資料に記載のある、個人情報保護委員会について教えていただきたい。国の組織かと思ったが、委員会に報告をして、委員会はそのことについてどういうふうに何を話して、何をするのかという、そこら辺のことを教えていただきたい。

教育総務課長

個人情報保護委員会なるものは、国の独立した機関である。個人情報の取扱いであったり、例えば個人情報の漏えいであったりが起きたときに指導監督する立場、権限を独立して有している委員会ということになっている。法の中で様々な規定がある。そういったものを実効的に担保していく、その仕組みとして、言い方は不適切かもしれないが、門番というのだろうか、ある程度、指導したり監督したり、命令等を出す、その権限を与えられている保護委員会というものがある。

岡田委員

以前、平成の最初の頃に、たしか区や市ごとに個人情報の保護審議会というのがあったと思うが、それと今回の国の個人情報保護委員会というのはそもそも違うものなのか。

教育総務課長

委員のお話のとおり、各自治体が条例で個人情報保護に取り組んでいた際には、その条例の中に保護審議会を設けるということで、各自治体、練馬区も持っていた。それが今度、法律の中で各自治体も適用を受けるということであるので、そういった委員会を設置する目的とか役割というものは従来と大きく変わらないが、立てつけとしては、自治体の委員会ではなく国の設置した委員会ということになっていく。

教育長

よろしいか。

では、ここでまとめたいと思う。

議案第13号については、承認でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第13号については承認とする。

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情1件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところは継続としたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

協議（１）旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について。

こちらについては、本日、資料が提出されている。

それでは、協議の（１）について事務局から説明をお願いする。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、この件に関して、各委員の皆様のご意見、ご質問等あればお願いする。

仲山委員

２５ページなのだが、④小学部及び中学部の交流活動というところで、アとして学習活動及び学校行事等とある。中学部の生徒が小学部の児童の学習支援に当たるリトルティーチャーなどの取組を通してというところだが、これはまさに中高一貫でなければならないことで、いわゆるピアサポーターに相当すると思うが、ぜひ充実していただきたい。

教えてもらう側もちろん役立つし、教える側の学力の向上にもつながり、まさに小中一貫教育ならではのものなので、ぜひ充実させていただきたいと思う。

教育指導課長

施設一体型でない小中一貫教育の中でも行われているが、頻度であるとか、小学部と中学部の子供たちの交流の度合い、密度というのが非常に高くなるかと思う。効果的な活動となるように取り入れたいと考えている。

仲山委員

いろいろなやり方はあると思うが、例えば決まった時間にそこに行くと、先輩の中学生がいて、教えてもらえとか、やり方もいろいろあると思うので、ぜひお願いする。

森山委員

同じ25ページの⑤のアである。職員室のフリーアドレスの導入というところがあるが、固定座席を廃止してコミュニケーションできるようにすると書いてある。オフィスでもこういった取組があると思うが、個人情報のこともあるし、書類などもあるので、固定座席を廃止するというに不利益はないものだろうか。

教育総務課長

まず、不利益のないように、仕組みであったり、セキュリティ上のケアをしながらというのが大前提である。例えば、区役所の庁内でもフリーアドレスの取組が少しずつ始まっているところなのだが、基本的にはパソコンであったり、データであったりで管理をする。個人の書類、仕事に必要なものは、個人が管理するキャビネットに入れて、個人だけが使える環境を整える。その上で、例えば庁内であると、マイナンバーの事務があって、マイナンバーのデータが入っているICT機器類は、朝、鍵を開けて、夜、鍵を閉じて、当然、鍵の管理もフロアの管理者が行う、そういった取組を現に行っている。

学校において、先生方の取組は庁内とは若干違うところがあると思うが、委員がご心配なされたことがないように、仕組みであったり、ルールであったり、環境を作っていく取組を考えている。

仲山委員

6ページの下の部分である。生徒指導上の課題、小学校5年生と中学校1年生において、不登校児童生徒数が増える傾向にあるということだが、これに対して、この小中一貫教育校はどのように対応するのだろうか。ここだけ読んでみると、それに対してどう対応するのかという疑問を感じた。

教育指導課長

まず、中1ギャップという言葉があるとおり、小学校から中学校に変わる段階で、教え方が違う、生活指導のルールが厳しくなる、または部活動などで上下関係ができってしまうなど、中学校に入って初めて経験する様々なギャップが子供たちにあり、そういったものを小中一貫教育校の中ではなだらかに接続できるということで、まず、中1の段差というものは軽減していくことができるだろうと考えている。

また、小学校5年生というのは、いわゆる思春期の入り口に差ししかかるところであるが、5年生から中学校1年生に当たる5学年から7学年が、教育課程の第2期の段階となる。そういった段階、発達の特徴に合わせた指導を5、6、7学年となだらかに進めていくことが1つの不登校対策等の手だてになると考えている。

岡田委員

同じく6ページの今のところ、小中一貫の9年間にわたる教育の中で、中1ギャップと言われるものの解消がよく言われていることは承知しているが、区内の大泉桜学園での不登校や、中1ギャップの減少に関わる例というのは見受けられたのか。

教育振興部副参事

ご質問にあった大泉桜学園について、詳細なデータについて確認させていただいて、またご報告させていただければと思う。

教育指導課長

不登校数が減少したのかどうかということについては、1校だけの対象校ということになるので、その効果をはっきりと示すことはできない。ただ、学校の見立てとしては、小学部から中学部にかけての接続が非常になだらかに行われているといったところは成果として上がっている。

岡田委員

不登校のことだけ強調して申し上げた感じになったかもしれないが、いわゆる中1ギャップのことに焦点を当てての質問だった。小学生が中学校に上がる段階で、校則が厳しくなったり、教科担任制になったり、不安な気持ちが入り込んで不登校になったり、不登校にならないまでも違和感を感じるなどになりがちなのだが、数量的なお話というのは難しいかもしれないが、大泉桜学園においてどの程度、中1ギャップが解消されたかどうかというお話をお伺いしたかった。

仲山委員

施設一体型の小中一貫教育になった場合、教員の負担というのはどうなのだろうか。軽減される方向に行くのだろうか。あるいは変わらないということもあるかもしれないし、逆に負担が増えるということも可能性としてはあるのか。

教育指導課長

施設が離れている場合に、小中一貫教育という形で交流などをする場合には、当然、学校まで赴いていかなければいけないといった時間的なロスとか、教員同士の打合せの日を設定してやらなければいけない負担は軽減できる。そのため、小中一貫教育を推進する上では、施設一体型であることによって負担は軽減できることは間違いないと考える。

仲山委員

中学校の先生が、時々、小学校の授業も担当しなくてはならないとなると、その分だけは負担増になってしまうのかと思う。

教育指導課長

例えば大泉桜学園では、令和4年度から5年度にかけて、区のエデュケーション指定校を受けて、小学校の先生と中学校の先生が、共に指導方法について学ぶという研究をした。その中では、当然、小学校の段階のことも理解しなければいけないし、小学校の先生は中学校の発達段階に応じた指導を理解しなければいけない。そういう意味では、非

常に広い範囲での学びを進めていくという上では負担になる部分はあるが、結果的には、先生たちにとっても広がりのある学びにつながり、子供たちに対する指導の向上につながっているという効果があると考えている。

岡田委員

先ほどの25ページのフリーアドレスの導入なのだが、私はイメージがよくつかめないので教えていただきたい。どこかの区内の学校でやっている学校があるのか、区外でもいいが、やっている学校の中で、職員室で利点はあったが、課題はあるのかどうかを教えていただきたい。

小中の先生方の交流というのはすごく分かるが、先生方の動きを見たときに、必ず早く来た先生が決まった場所を取るとか、いろいろなことを想像する。現実になんかうまくいっているのかどうかという例があったら、教えていただきたい。

教育指導課長

まず、区内では、ここまでやり方を変えた職員室というところまでは至っていない。ただ、ほかの区の新しく開設した小中一貫校を見る機会があり、その職員室は、今ここに記載のあるとおり、フレキシブルな人の交流であったり、仕事のしやすさという観点から、皆さんがイメージする新しい格好いいオフィスみたいなイメージで作っていた。トレンド的には、昔ながらの決まった席ではなくて、パソコンを持ち歩きながら、コミュニケーションを図りながらというのが進むべき方向なのかと思っている。

岡田委員が懸念されているどのような課題があるのかということまで把握はしていないが、これから先生方と実際やってみたり、先生方の働きやすさという意見を取り入れながら、逆にフリーアドレスなので、変えることは幾らでも変えられるので、より良いほうに必要ながあれば変えていきたいと思っている。

教育長

よろしいか。

では、本日の審議はここまでとさせていただいて、次回以降も審議継続とさせていただきたいが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

- ① 区立学校適正配置第二次実施計画（素案）に係る区民意見反映制度および説明会の実施状況について

- ② 練馬区教育振興基本計画 中間見直し（素案）に寄せられた意見と区の考え方について
- ③ 練馬区教育振興基本計画 中間見直し（案）について
- ④ 特別支援教育実施方針（素案）に寄せられた意見と区の考え方について
- ⑤ 特別支援教育実施方針（案）について
- ⑥ 大泉第二中学校の教育環境保全と大泉学園駅南側地区まちづくりの取組方針（案）について
- ⑦ 練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）（素案）に寄せられた意見と区の考え方について
- ⑧ 練馬区子ども読書活動推進計画（第五次）（案）について
- ⑨ 第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画（素案）に寄せられた意見と区の考え方について
- ⑩ 第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画（案）について
- ⑪ その他

教育長

次に、教育長報告である。

本日は10件、ご報告をする。

また、先ほど申し上げたが、本日の報告事項については、分量が多いということで、先に報告事項の①から⑩まで順次ご説明をさせていただいて、その後、案件ごとに区切ってご質疑を受けたいと思う。説明が長丁場になるが、よろしくお願いします。

状況によっては、ご質疑に入れない場合もある。その場合については、ご質疑は次回とさせていただく。ご質疑に入れた場合も、最後までではなかなか難しいかと思うので、できなかったものは次回という形にさせていただきたい。どうぞよろしくお願いします。

それでは、報告の①から⑩について、ご説明を順次お願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

学務課長

資料に基づき説明

学校施設課長

資料に基づき説明

光が丘図書館長

資料に基づき説明

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

では、まだ時間があるので、報告事項の最初に戻っていただいて、各委員のご意見、ご質問などを頂戴したい。

まず、報告事項の①区立学校適正配置第二次実施計画素案に係る区民意見反映制度および説明会の実施状況について、よろしくお願いします。

仲山委員

再度の説明会を豊溪中学校に対して実施するということだが、それはどういう理由からだろうか。

教育施策課長

資料３－２、説明会ということで、延べ５回実施してきた。このうち、１月１１日開催の豊溪中学校の説明会において、再度説明会を開催して説明してほしいといったご要望があった。そういったご要望があったので、豊溪中については、再度３月２２日に説明会を開催し、ご説明をしていきたいと考え計画したものである。

仲山委員

１回目の説明会では十分納得できなかった部分があったからだと思うが、そこはどういったところなのだろうか。

教育施策課長

１月１１日の豊溪中学校での説明会において、出された主な意見ということになると、まず、通学距離について遠くなってしまうといったお話があった。また、跡施設の活用方法をどう考えているのか、また、計画の進め方ということで、再度説明会を開催してほしいといったお話があった。また、適正配置の考え方自体についてのご質問をいただいた。それと、区立小中学校は避難拠点になっているので、そういったものがどうなるのか、また、地域コミュニティーの今後の在り方について等々、様々なご意見、ご質問をいただいた。

これらに関して、再度説明を求めるといったところがあったので、改めて説明会を開催してご説明していきたいと考えている。

仲山委員

区民の意見の中で、見直しも可能なものと、見直しは無理だというものがあると思うが、両方に関して、主なものとしてどのようなものがあるのだろうか。

教育施策課長

寄せられた意見と区の考え方に関しては、２１日の説明会もあるので、そこでまた出される意見等々が変わってくるということも考えられるのでお示ししていない。

現在、１月の説明会で出された意見に対する私どもの説明内容については、来週の説明会に向けて検討中というところである。こちらの検討を進めて、改めて説明会で

ご説明するとともに、教育委員会もしくは区議会のほうにご報告していきたいと考えている。

ただ、通学距離が遠くなってくるということに関しては、例えば徒歩で遠くなるということであれば、説明会では自転車通学が認められないのかといったご意見をいただいた。そこに関しては、実はほかの中学校で既に似たような通学距離から通われている生徒がいらっしゃるので、なかなか難しいところもあるが、そういったご意見をいただいたので、改めて私どもで現在、検討を行っている。こういったご意見を踏まえて、検討を進められるものについては検討を行って説明をしていきたい、ご理解を得られるように努めてまいりたいと考えている。

教育長

よろしいか。

こちらについては、再度説明をという要望を受けて、いただいたご意見についてお返しするという趣旨で再度やらせていただく。それによって計画の策定期間も少し変わってきている。

続いて、②と③、練馬区教育振興基本計画中間見直し（素案）に寄せられた意見と区の考え方について、それから、練馬区教育振興基本計画中間見直しについて、こちらについては関連しているので、一括してご質疑、ご質問があればお願いしたいと思う。いかがだろうか。

仲山委員

資料４の１０ページの取組の視点３、番号が打ってある２３というところだが、その中で、不登校児童の支援に関して、解決しようと気力のある子供たちのために、小学校の初めから学習を学び直せるように映像授業を充実してほしいというご意見がある。それに対して区は、今後１人１台貸与されているタブレットパソコンを活用して、個に応じた学習のさらなる充実について検討していくという回答をされている。その充実についてなのだが、先ほどの区民の方のご意見に対して、私がぜひ検討してもらいたいのは、前も一度お話ししたかもしれないが、世の中に今フリーの教育動画がたくさんあって、その中には非常にいいものが出ている。このようなものが活用できるという一覧表など、情報提供をされたらどうかと思っている。一度、担当者の方にいろいろな動画を見てもらって、これは使えそうだというものを選択して、それをまとめて、何らかの形で情報提供するのはどうかと思ったが、いかがだろうか。

教育施策課長

これは不登校に限らずというところであるが、まさに先進的な、もしくは有効なICTの活用事例に関しては、個人の教員が持っているだけではなくて、学校内もしくは学校を超えた区内で共有することが大事だと考えている。

そういった意味で言うと、例えば活用実践事例集というものをつくって、各学校と共有している。これは冊子もあるし、もしくは教員が見られるポータルサイトに掲載もしている。こういったものを引き続き、充実させていって、それぞれ共有を図って

有効な指導に活用するというのは、今後もやっていきたいと考えている。

さらに、ICT活用能力という意味で言うと、ICT支援員という職員が各学校を定期的に巡回して、困り事相談等々を行っている。こういったICT支援員がそれぞれの学校の間を取り持つといったことも可能だと思っているので、いずれにしても有効な手だてについては共有を図れるように、引き続き取り組んでいきたい。

仲山委員

学校の教員間も重要なことだが、教育委員会で調べた情報を不登校で悩んでいる親御さんに発信するということも必要ではないかと思う。いろいろ調べている方もいて、ご自分で子供のために、ここの動画がいいと勧めている家庭もいらっしゃるかもしれないが、まだ知らない人もたくさんいらっしゃるし、そういう人向けにどうかと思っの提案である。

教育振興部副参事

現在、不登校の状態にある方が、ICTやタブレット等を使って学習することについて、その内容を確認して、成績等に反映させるという取組も進んでいる。

学校としては、そうした方がどういう学習に取り組まれているのかということを確認するとともに、そうした学習が効果的であると思われる方などについては、例えばこういう映像資料があるとか、こういう学習ができるとか、そういったことをご案内しながら、1人1台端末の活用について検討していくことが必要だと思うので、情報提供などについては今後検討させていただく。

岡田委員

今のお話をお伺いして、とてもいい取組と思う。特に副参事のお話のICTを家庭で活用して、勉強の履歴を把握して、それが効果的かどうかというように調べられるのはとてもいいと思うので、ぜひそれもやっていただきたい。一方で、学習意欲のない子供たちは、そういう環境にあっても、なかなか自分から進んで勉強できないとか、そもそもご家庭で自分で勉強できない環境にあるとか、多様なお子さんがいるわけである。そういう子供たちに対する学習機会の確保というのもぜひ検討していただきたい。

具体的にどうするのかということは、今ここで申し上げられないが、検討をしていただきたいという意見だけ申し上げておきたいと思う。よろしくお願いします。

小林委員

資料4の寄せられたご意見の19ページの15番、不審者対策が作られると安心するという生徒のご意見をいただいて、区は、学校ごとに地域の人と学校と保護者が不審者に対応してほしいという回答だった。学校の行事は子供たちも楽しみにしているし、親御さんも楽しみにしていることから、堂々と校門に入学式、運動会、学校公開日みたいなのを掲げているところはまだまだたくさんあると思う。防犯の観点からなくしている学校もあるとは聞かすが、それが逆に不審者からすると、しめしめと

なることもあるのではないかと思います。学校や保護者、地域の方たちに対策をお願いするだけではなく、地域の方が手を貸してくださる地域もあれば、小学校、中学校から遠のいていく地域もあると思うので、区として練馬区の子供たちを守るという意味で、何か予算を投じる、防犯カメラを増やす、警備員を行事のときに派遣するというのは、今後考えているか。

教育総務課長

まず、こちらのご意見に対する区の回答は、先生や保護者向けに不審者に対応するための訓練をしているという記載である。これは例えば保護者の方が学校に協力する形で不審者対応をしなければいけないということではなくて、日常生活だったり、地域の日頃の生活の中でも、子供の安全を守るという観点から、防犯対策や不審者対応という知識等について学んでいただきたいという趣旨である。

それとは別に、委員のお話のとおり、実情として、ある程度、学校というものはウエルカムな環境下にある中で、まず、防犯カメラに関しては、通学路の防犯カメラについて、平成26年度以降に設置したものを来年度から順次更新をかけていく。これが400台弱あるので、なかなか一足飛びにもっと増やそうというのは難しいというのが現状である。

学校に関しては、電子錠というものを7年度、8年度で全ての学校に設置ということで、鋭意取組を進めている。

私どもも学校の先生方のお話を聞く中で悩んでいるのは、アメリカのように警備のスタッフがいつもいるとか、警備の方々が見守りではなくて見張っている、ああいう雰囲気の方が本当によろしいのかというところは所管の課長としても悩むところである。これは先生方のお話を伺いながらということで、必要な対策は進めていきたい。ただ、一足飛びにカメラを増やして警備員を全校配置、そこまではまだ議論が必要と考えている。

森山委員

私は、11ページの26番、練馬区の子供の1割については、就学の有無が確認できていないというところがあって、非常に驚いた。外国籍の子は、日本に來たり、また、本国に戻ったり、移動があると思うが、この中で、日本国籍の練馬区の子供で、就学の有無が確認できていない人がどのくらいいるのだろうか。これとはまた違うが、驚いたので教えてほしい。

学務課長

まず、就学先が分からないというところについてである。日本国籍の保護者の方は義務教育の義務があるので、どこかの学校に入学した際には入学届というものを教育委員会に出していただく。中には、それを提出し忘れている、はたまたご家庭で何か課題があって出し忘れているとか、幾つかパターンがあって、私どもとしては、定期的にそうした入学の案内をご提出いただいていない方については確認通知を送っている。それを見て出してくれる方はいいが、それすらも対応されないという方につ

いては、もしかしたらご家庭に何か課題があるのかもしれないということで、子ども家庭支援センターと連携して、例えばご家庭に訪問したりする形で対応している。

同じく外国籍の方については、義務を負ってはいないが、区としては、一区民として練馬区にお住まいになられているので、同じ対応を取っている。区立の学校に行っているのか、インターナショナルに行っているのか、そうしたところの確認をさせていただく。同じように確認の通知をお出しして戻ってこない方も中にはいらっしゃる。やはり、出し忘れていたところもあるが、たまに住所が不明で戻ってくる方もいるので、そういう場合には本当にここに住んでいるかというのは確認しに行く。知らないうちに母国に帰っていた方も一定数いらっしゃるの、なかなかその辺りの実態を把握することは難しい部分があるが、そのような形で就学先の把握というものには努めている。

数値については、また後日、ご報告させていただく。よろしくお願いします。

仲山委員

資料4の6ページの一番下、区の回答として、今後ICT機器のよさを活用しながら、従来の効果的な教育実践を併用したハイブリッド型の教育を推進していくということで、確かにそうだった。この間、豊玉南小学校の研究会に行ったときに、本当にバランスよく活用しているというのがあって、ぜひそういう方向で進めていただければと思う。

一方で、区の目標で、ICTの活用を強く出しているのは、ICTの活用を増やしたほうがいいという状況が現状ということだろうか。

逆に、先生によってはICTにすごく偏ってしまう先生もいるのか、ICTの活用の現状について教えていただければと思う。

教育施策課長

現在のICTの活用状況に関しては、やはり学校間もしくは教員間によって活用の状況に差がある。まずはこういったことについて、有効な指導方法の1つであるのは間違いないと考えているので、活用したくてもできない状況は解消する必要がある。

その中で、ICT支援員の活用、先ほどご紹介申し上げた実践事例集による情報共有、もしくはそれぞれ各学校において活用したくてもできないということであれば、そこに何の問題があるのかというものを、今年度から計画を各校で立てて、その課題を浮き彫りにし、それに対してどのような形で解決していくのかというのも計画化して可視化するという取組を始めた。まずはこういったことを通じて、使いたくても使えない状況は解消していきたい。

その上で、紙がいいのか、デジタルがいいのか、ハイブリッドをどういう割合でやるのかということに関しては、なかなか重い課題かと考えている。文部科学省でも、デジタル教科書に関しては、学習の効果が指摘される一方で、紙の教科書の継続を望む声があることから、教科書としてどう位置づけていくのかを中央教育審議会で検討を具体化していくという話が昨今言われている。

私どもとしては、そういった議論を見据えながら、区としての考え方を今後検討していきたいと考えている。

仲山委員

大ざっぱでもいいが、使いたいけど使えないという教員は大体何割ぐらいいるのだろうか。

教育施策課長

なかなか数値としては難しい。年齢ごとに見ると、比較的高齢層の教員が使えていないといった状況がある。使う意思も含めて、向上を図っていく必要があると考えている。

岡田委員

資料4の子供たちの意見を見ると、14ページ以降、子供らしい意見が上がって、なるほどという思いで拝見していた。一方で、例えば21ページの21番で、子供の意見として、ユニバーサルデザインのデジタル教科書体とか、ドキュメントとか、すごい子だと読みながら思った。これは全てお子さんが書いたものとして私たちは読んでいいのか。

もしそうだとすると、意識がすごく高い子なので、きちんと我々も対応しなければいけないと感じた。

教育施策課長

今回、子供の意見に関しては、全児童生徒に配付しているタブレットパソコンのブックマークというところから閲覧ができるようにし、そのフォームで意見募集をした。また、児童館でも閲覧をできるようにして、意見を集めた。実は大人用のこういった冊子とは別に、子供向けに少々かみ砕いた、分かりやすい資料を別に作って、それに基づいてご意見いただいたということであるので、基本的に入り口は大人と子供で分かれている。なので、私どもとしては、こちらはお子さんが考えてお寄せいただいた意見と捉えている。

岡田委員

子供たちがこれを書いてくださったということで、幾つかお尋ねをしたい。まず、15ページ、2番のところで、学校の授業内でタブレットを活用する場面が月1回よりも少なく、必要なときに持ってくる子供が少ないとある。一方で、すごく活用している先生方もいるということなのだが、ここでの問題点は、充電保管庫のことである。確かに子供のことを思うと、タブレットを毎日持ち帰るというのはすごく大変かと思うが、費用の面とか設備の面が、大変だということも分かる。充電保管庫を全く使わないのではなく、使うクラスを決めて使ったり、私が言いたいことは、回答では、充電保管庫を増やすことを計画しているということで、これから買い換えるということも示されているので、ぜひこういう気持ちを酌んで進めていただければいいと

思いながらこれを読んだ。これは意見である。

教育施策課長

こちらに関して、お答えで記載したとおりだが、基本的には家庭学習のためにお持ち帰りいただく。重いというご意見に関しては、紙について置き勉強と工夫しながら運用していくというのを基本にしている。

充電については、おうちにお持ち帰りいただいた際に充電にご協力いただくということではあるが、ただ、児童生徒の体格等々によって、扱い方を一律にというのは難しい。

現在は、充電保管庫を小学校1年生の学級数は配備している。プラス、小学校については各校1台予備を設けている。ただ、1年生だけだとなかなか難しいということがあったので、来年度予算、今、区議会でご審議いただいているが、そちらのほうで、小学校2年生の学級数分については予算を計上させていただいて、お認めいただければ、購入して設置していきたいと考えている。

ただ、委員おっしゃったとおり、場所の問題、あとは電気容量の問題があるので、なかなかこれ以上増やすのは難しいかと思っている。基本的には、運用のほうで工夫しながら取り組んでいきたいと考えている。

教育長

時間も大分超過してしまったので、これ以降については次回の教育委員会定例会で行いたいと思うが、よろしいだろうか。

では、次回は中間見直し（素案）に寄せられた意見と区の考え方等についての続きからということにさせていただく。

委員の方から、そのほかで何かあるだろうか。よろしいか。

事務局から、その他は何かあるか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

教育長

では、以上で第5回教育委員会定例会を終了する。